

消費セン新聞

ー 買い物は投票だー

(令和7年10月20日発行)

消費生活安全センターは、商品やサービスなど”お買い物”に関するトラブル等の相談窓口です。専門の知識を持った消費生活相談員が、トラブル解決のお手伝いをしています。

消費者トラブルは、知っていれば防げることも多いので、是非この「消セン新聞」を読んで、御自身だけでなく、身近な方にもお声かけください。

消費生活相談の状況

子ども(小・中・高校生)に多い消費生活相談の状況

令和6年度の、京都府内の小学生・中学生・高校生が当事者となった消費生活相談でもっとも多かったものは、**ゲーム課金や投げ銭**でした。



小学生、中学生、高校生の消費生活相談(商品・サービス別)件数(令和6年度)

	小学生	件数	中学生	件数	高校生	件数
1	インターネットゲーム (ゲーム課金 等)	41	インターネットゲーム (ゲーム課金 等)	33	化粧品 (美容液、歯磨き粉 等)	17
2	娯楽等情報配信サービス (アダルトサイト、動画配信サービス 等)	5	教養・娯楽サービスその他 (投げ銭 、音楽作成ツールサイト、ファンクラブ 等)	7	インターネットゲーム (ゲーム課金 等)	9
					紳士・婦人洋服 (Tシャツ 等)	9
3	教養・娯楽サービスその他 (ライブの 投げ銭 、画像加工アプリ等)	4	化粧品 (シャンプー、歯磨き 等)	6	健康食品 (ダイエットサプリ、プロテイン 等)	6

※投げ銭: オンラインでのライブ配信者等を応援するための課金機能

《ゲーム課金・投げ銭》相談事例(京都府)

✓事例1 (年齢14歳、契約購入金額200万円)

子どもが自分のスマホでゲーム課金を繰り返していた。親のスマホと一緒に決済しており、長期間気づけなかった。返金申請をしたが、一定期間より前の分は対象外と言われた。子どもは、課金を逃れて遊べるという方法を動画サイトで見て、信じていたようだ。

✓事例2 (年齢12歳、契約購入金額190万円)

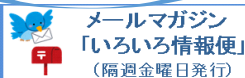
子どもが、スマホアプリの動画ライブ配信に高額な投げ銭をしていた。決済をパスワード制にしていたはずが、子どもが勝手にパスワードを変更し、決済できてしまった。

消費生活相談でのインターネットゲーム 平均契約購入金額(令和5年度・全国)

小学生	約 24 万円
中学生	約 34 万円
高校生	約 37 万円

国民生活センター「未成年者の消費者トラブルについての現況調査」調査報告より
https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20250305_1.html(令和7年3月公表)

子どもと一緒に、課金の仕組みを確認したり、課金のルールを決めましょう



◀京都府消費生活安全センターでは、消費生活に関する様々な情報を発信しています。

トラブルに遭わないために

✓保護者の端末(使わなくなった端末を含む)を子どもに渡すときは、必ず**保護者のアカウントをログオフ**しましょう。

✓子ども用アカウントを作成し、保護者が**ペアレンタルコントロール機能**を利用しましょう。



【ペアレンタルコントロール機能】

課金やアプリのダウンロード管理、使用状況の確認・制限などができます。
(iPhone等) スクリーンタイム、ファミリー共有
(Android等) Digital Wellbeing、ファミリーリンク

✓決済にはパスワードや生体認証を設定しましょう。パスワードは子どもに教えず、推測されにくいものにしてください。

✓クレジットカードの保管場所に注意し、子どもが使うスマホにカード情報を入力した場合は、必ず削除しましょう。

！子どもが保護者のカードで決済した場合、
・取消しが難しいことがあります。

✓キャリア決済は上限額を低く設定しましょう。クレジットカードの利用通知メールや明細を日常的に確認しましょう。

<https://www.pref.kyoto.jp/shohise/1237337137456.html>
(トップページ →暮らし・環境・人権 → 食生活・消費生活 → 京都府消費生活安全センター
くらしの情報ひろば → メールマガジン)